

計画作成年度	令和6年度
計画主体	富山県滑川市

滑川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 滑川市産業民生部農林課
所在地 富山県滑川市寺家町104番地
電話番号 076-475-1443
FAX番号 076-476-0666
メールアドレス nourin@city.namerikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ
計画期間	令和7年度～令和10年度
対象地域	富山県滑川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値（令和7年1月末）
イノシシ	水稻	554万円 5.0ha
ニホンザル	—	—
カラス	—	—
ツキノワグマ	—	—
カモシカ	—	—
ニホンジカ	—	—
ハクビシン	—	—
ゴイザギ	—	—
ダイザギ	—	—
コサギ	—	—
アマサギ	—	—
アオサギ	—	—

(2) 被害の傾向

① イノシシ

滑川市において最も被害が多い獣種であり、被害エリアが市内中山間地域全体に広がっており、稲の収穫時期の水稲被害が毎年発生している。有害捕獲数が年々増加傾向にあり、生息数の増加がみられる。

これまで被害の見られなかった市街地周辺の里山でも出没が確認されている。被害内容としては、夏季に踏み荒らしによる水稲被害が多く、令和6年の被害額は、554万円となった。侵入防止柵の設置が有効な被害対策であるが、電気柵やワイヤーメッシュ柵等を整備した箇所についても被害が報告されており、亀甲金網等による掘り起こし対策等を講じていく必要がある。

② ニホンザル

ニホンザルによる被害については、中山間地域において、自家野菜の食害が多いほか、市民を威嚇する等の生活被害・精神的被害がみられる。目撃事例が増加傾向にあり、今後の人身被害の増加が懸念される。また、地元住民による追払い活動を推進する等、対策を強化していくことが必要である。

③ カラス

市内全域にわたり、4月から5月にかけて水稲、麦の踏み荒らしや豆類への食害が見られる。また、市街地でのゴミの散乱や、集団で電線等につながることによる景観の悪化、糞害等の被害も大きい。市街地においては、特に繁殖期に特定の場所において人身被害や威嚇による被害が定期的に発生しているため、今後も引き続き調査や対策を行う必要があるが、猟銃（ハーフライフル銃を含む銃器）が使用できない場所での被害相談が多く、有害捕獲等の対策が難しい。

④ ツキノワグマ

表立った農作物被害報告は無いものの、人身被害が懸念され、市民の脅威となっている。現時点では人身被害の報告はないが、主に中山間地域において人家の近辺でも目撃情報があることから、今後も引き続き調査や放任果樹の摘果等の対策を徹底する必要がある。

⑤ カモシカ

中山間地域を中心に目撃や痕跡が多くみられ、生息域の拡大がみられる。また、突進するカモシカを回避する際に怪我を負った事例もあり、人身被害も懸念される。

⑥ ニホンジカ

これまで生息が確認されていなかった集落付近において、目撃や痕跡が見られるようになり、生息域の拡大がみられる。被害はまだ確認されていないが、近い将来、農作物被害や林業被害の増加が懸念される。

⑦ ハクビシン

住宅等の人家を棲家として、家庭菜園への被害や糞害をもたらすなど、地域住民はその対応に苦慮している。市への相談も増加傾向にあり、生息数の増加がみられる。人家への侵入、棲みつきの報告もたびたび見られるため、有害捕獲を強化していく等の対策を講じていく必要がある。

⑧ ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ

表立った農作物被害報告は無いものの、糞害や騒音による生活環境被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

① イノシシ

指標	現状値（令和6年度） （令和7年1月末）	目標値（令和10年度）
被害金額	554万円	388万円
被害面積	5.0ha	3.5ha

※ ニホンザル、カラス、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギについて、令和6年では農作物・人身被害の発生は報告されていないが、目撃・痕跡情報があることから今後被害が拡大しないよう努めていく。

ツキノワグマについては現状、人身被害は発生していない。今後も「被害なし」を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊がわな又は猟銃（ハーフライフル銃を含む銃器）による捕獲を実施している。 ・ 担い手不足に備え、農業者等の狩猟免許の取得を支援している。 ・ イノシシ捕獲檻、ニホンザル捕獲檻等を整備し、運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊員の多数が定職を持っているため、わな又は猟銃（ハーフライフル銃を含む銃器）による緊急出動には限界がある。また、実施隊員の平均年齢は年々高くなっており、将来の担い手育成が急務となっている。
侵入防止柵の整備等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害発生集落における侵入防止柵の整備（鳥獣被害防止総合対策交付金等）。 ・ 里山再生整備事業による森林の枝打ち、間伐、下草刈りを行うことで、サル、クマ、イノシシが人里へ進入する経路を遮断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域では、高齢化が進み個別で侵入防止柵の直営施工が難しくなっているため、地域全体で取り組む必要がある。 ・ 侵入防止柵整備後において、管理が不十分で効果を発揮していない箇所から侵入してくる。 ・ 個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。 ・ 恒久柵の設置後は、管理通路を設けるなど管理の徹底を図る必要がある。 ・ 侵入防止柵未整備集落にも被害が拡大している。 ・ 侵入防止柵を設置できない道路等の開口部から侵入が見られる。 ・ 一部では森林整備が進んでいるが、体系的な整備が必要となっている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの掘り起こしに対する侵入防止柵の地際対策等、対策を進めていく必要がある。 ・平成28年度以降、国の交付金を活用して侵入防止柵を整備してきているが、今後の再整備費用および、メンテナンスにかかる地元の負担増加等が懸念される。
--	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>滑川市における令和6年度の主な鳥獣による農作物被害金額は554万円、被害面積は5.0haとなっている。</p> <p>これらの被害はイノシシによるもので、特に水稻の被害が深刻である。</p> <p>市では、農作物被害の軽減目標を現状値から約3割減の被害金額388万円、被害面積3.5haとし、また人身被害が無いようにすることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲技術の向上を目指すため、捕獲従事者に対する研修会を開催し、積極的な参加を進める。 ・狩猟免許取得に係る費用の助成を行い、担い手を育成する。 ・出没情報の収集・伝達を速やかに行い、地域住民の被害防止に努める。 ・捕獲については、パトロールや地域住民から提供された情報をもとに、わな又は猟銃（ハーフライフル銃を含む銃器）を使い被害の縮小に向けて取り組む。 ・侵入防止柵については、これまでに整備したものと併せて効果が出るよう、整備地域を選定し、地域住民と話し合いを行いながら、整備を進めていく。また、開口部等の侵入経路を特定し、必要に応じて侵入防止柵と一体的に鳥獣対策用グレーチングの整備を進めていく。 ・集落に侵入するサルの群れに対して、定期的なパトロールや、地域住民による継続的な追払い等の対策を実施する。 ・侵入防止柵の整備と併せて捕獲檻の設置を一体的に行うことにより、効率的に捕獲活動を実施する。 ・地域住民と話し合いを行うとともに、効果的な侵入防止柵の整備と地域住民による管理に関する研修会を開催しながら、鳥獣被害対策を進める。 ・雑木の伐採や緩衝帯を設置して、野生鳥獣の人家地帯への侵入を防ぐ。 ・地域住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、自らが考え主体的に被害防止対策に取り組み、生息環境管理を行っていく必要性について、住民に理解を促し、意識改革を行っていく。 ・市内障害者就労施設等と連携し、サル、クマ及びハクビシン等の鳥獣類の誘引物となるカキ等の放任果樹の摘果作業を行うことで、被害を抑制する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

滑川市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う。

構成員の役割は原則次の通りとする。

- ・ 民間隊員(猟友会員)…対象鳥獣による被害を防止または発生した場合に、わな又は猟銃(ハープライフル銃を含む銃器)により捕獲を実施する。
- ・ 民間隊員(農業者及び地区住民)…わなを用いて、専ら自らの集落や圃場で捕獲を行う。
- ・ 滑川市職員…民間隊員の捕獲の補助業務を行う。
(わなの設置、捕獲鳥獣の運搬等)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	被害状況の共有化 地域協議会の開催 捕獲機材(わな、檻)の設置 地域住民への狩猟免許取得の推進 侵入防止柵の整備 ツキノワグマ対策会議の開催
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	被害状況の共有化 地域協議会の開催 捕獲機材(わな、檻)の設置 地域住民への狩猟免許取得の推進 侵入防止柵の整備 ツキノワグマ対策会議の開催
令和9年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	被害状況の共有化 地域協議会の開催 捕獲機材(わな、檻)の設置 地域住民への狩猟免許取得の推進 侵入防止柵の整備 ツキノワグマ対策会議の開催
令和10年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	被害状況の共有化 地域協議会の開催 捕獲機材(わな、檻)の設置 地域住民への狩猟免許取得の推進 侵入防止柵の整備 ツキノワグマ対策会議の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	※捕獲実績は令和7年1月末現在
<p>① イノシシ 「富山県イノシシ管理計画」に基づき、中山間地域を中心に積極的な捕獲を推進する。捕獲計画数は、今後の個体数増加を見越して設定する。 (捕獲実績 令和3年度58頭、令和4年度82頭、令和5年度134頭、令和6年度116頭)</p> <p>② ニホンザル 「富山県ニホンザル管理計画」で設定される捕獲上限数を捕獲計画数とし、生息群ごとに計画的な捕獲を行う。 (捕獲実績 令和3年度1頭、令和4年度8頭、令和5年度3頭、令和6年度6頭)</p> <p>③ カラス 檻や銃器による捕獲を行っているものの、全域で個体数が増加傾向にあることから、生活環境被害や農作物被害が増加傾向にある。適切な捕獲檻の運用により、カラスの個体数調整を実施する。 (捕獲実績 令和3年度0頭、令和4年度4頭、令和5年度5頭、令和6年度5頭)</p> <p>④ ツキノワグマ 人身被害が避けられない場合に緊急的な捕獲をするか、奥山放獣を想定したわな捕獲を行うものとし、捕獲数は、「富山県ツキノワグマ管理計画」で想定された捕獲可能数を超えない範囲とする。 (捕獲実績 令和3年度2頭、令和4年度11頭、令和5年度4頭、令和6年度3頭)</p> <p>⑤ ニホンジカ 現在、市内における捕獲実績はなく、今後被害が増加した場合に、捕獲計画数を設定するものとする。 (捕獲実績 令和3年度0頭、令和4年度2頭、令和5年度3頭、令和6年度1頭)</p> <p>⑥ ハクビシン 住宅の屋根裏をめぐらし、糞害をもたらす生活環境被害の他、農作物被害が懸念される。ハクビシンの侵入口を塞ぐといった被害防除を中心に行うが、それでも被害が収まらない場合は檻による捕獲を行う。 (捕獲実績 令和3年度0頭、令和4年度0頭、令和5年度0頭、令和6年度0頭)</p> <p>⑦ ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ コロニー化している樹木の枝打ち等の啓発に努めているが、被害が発生した場合は、銃器による捕獲を行う。 (捕獲実績 令和3年度0頭、令和4年度0頭、令和5年度0頭、令和6年度0頭)</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭	150頭
ニホンザル	7頭	7頭	7頭	7頭
カラス	100羽	100羽	100羽	100羽
ツキノワグマ	—	—	—	—
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭	10頭
ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	各3羽	各3羽	各3羽	各3羽

※ニホンザル、ツキノワグマについては、それぞれ富山県ニホンザル管理計画、富山県ツキノワグマ管理計画に準ずる。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマに関しては鳥獣被害対策実施隊と連携し、定期的にパトロールを実施している。その他の鳥獣に関しては、地域住民から要望があがり次第、個別に対応する。</p> <p>①イノシシ 農作物被害や痕跡が見られた場所を中心に捕獲檻を設置する。</p> <p>②ニホンザル 地域の要望により、わな又は猟銃（ハープライフル銃を含む銃器）による捕獲を実施する。</p> <p>③カラス 田植時期前後の期間の他、地域の要望により銃器による捕獲を実施する。効果的と思われる場所、時期に捕獲檻を設置する。</p> <p>④ツキノワグマ 里山、中山間地域において目撃情報があった場合、人身被害防止の観点から捕獲檻を設置。猟銃（ハープライフル銃を含む銃器）を用いた捕獲も行う。</p> <p>⑤ニホンジカ 農作物被害があった場合、わな又は猟銃（ハープライフル銃を含む銃器）による捕獲を実施する。</p> <p>⑥ハクビシン 被害場所付近で檻による捕獲を実施する。</p> <p>⑦ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ 被害場所付近で銃器による捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
<p>ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した場合に、散弾銃では半矢となる場合や、散弾銃では射程距離が届かない場合に、ライフル銃及びハープライフル銃を使用する必要がある。ライフル銃及びハープライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。</p>

- (1) 捕獲対象がニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内および場所であること。
- (3) 人身被害発生の可能性がある等のライフル銃、ハープライフル銃以外での手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。
- (4) 地理的条件等からライフル銃及びハープライフル銃以外での手段では捕獲を実施できない場合であること。
- (5) その他、ライフル銃及びハープライフル銃の使用について警察等の了承が得られた場合であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	なし

4. 侵入防止柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 L=880m	電気柵2段 L=200m ワイヤーメッシュ柵 L=300m	電気柵2段 L=200m ワイヤーメッシュ柵 L=300m	電気柵2段 L=200m ワイヤーメッシュ柵 L=300m
ニホンザル (イノシシ兼用)		ワイヤーメッシュ柵 +電気柵2段 L=200m	ワイヤーメッシュ柵 +電気柵2段 L=200m	ワイヤーメッシュ柵 +電気柵2段 L=200m

(2) その他被害防止に関する取組

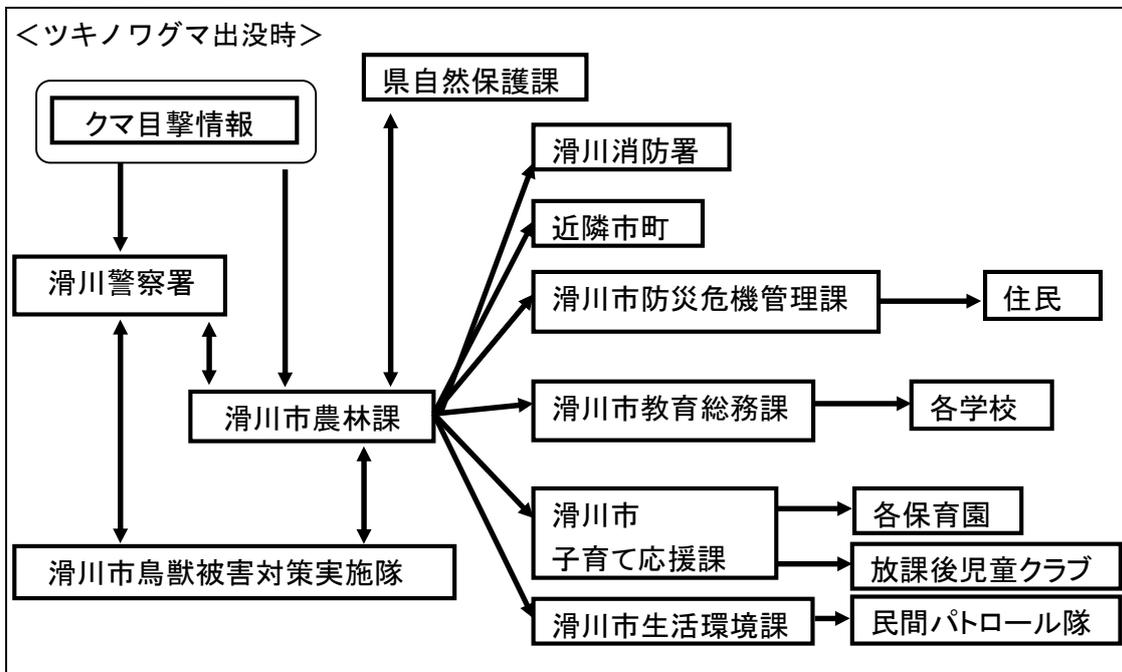
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	生ゴミや農作物の収穫残さ等の適切な管理 放任果樹の除去推進 侵入経路遮断指導 爆竹等による追い払い 里山整備による棲み分け コロニー化している樹木の枝打ちの啓発
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	生ゴミや農作物の収穫残さ等の適切な管理 放任果樹の除去推進 侵入経路遮断指導 爆竹等による追い払い 里山整備による棲み分け コロニー化している樹木の枝打ちの啓発
令和9年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	生ゴミや農作物の収穫残さ等の適切な管理 放任果樹の除去推進 侵入経路遮断指導 爆竹等による追い払い 里山整備による棲み分け コロニー化している樹木の枝打ちの啓発
令和10年度	イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アマサギ、アオサギ	生ゴミや農作物の収穫残さ等の適切な管理 放任果樹の除去推進 侵入経路遮断指導 爆竹等による追い払い 里山整備による棲み分け コロニー化している樹木の枝打ちの啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
滑川市鳥獣被害対策実施隊	緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び捕獲。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。報道対応。
富山県滑川警察署	緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び住民の避難誘導。警職法の適用が必要な場合における判断および捕獲実施者への命令。
滑川市防災危機管理課	防災行政無線による住民への注意喚起。
滑川市教育総務課	市内の各学校への注意喚起。
滑川市子育て応援課	市内の各保育園、放課後児童クラブへの注意喚起。
滑川市生活環境課	民間パトロール隊への呼びかけ。
滑川市農林課	緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び捕獲。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。報道対応。(実施隊のバックアップ)

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲後速やかに埋設、または富山地区広域圏事務組合が整備する有害鳥獣焼却施設において焼却及び各種法令等の定めにより適切に処理、もしくは学術研究（発信器の設置）へ利用。</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	<p>捕獲した対象鳥獣のうち適した個体は、獣肉処理施設へ搬入、または自家消費として利用する。</p> <p>現状として利用予定はないが、活用方法の可能性を検証していく。</p>
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園などでのと体給餌、学術研究等）	

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	滑川市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
滑川警察署	緊急時の協力、猟銃許可、広報協力
滑川市自治会連合会	地域の方との連絡
滑川市農業委員会	農業者の意見聴取及び調整
アルプス農業協同組合	農業者への指導及び調整
富山地域農業共済センター	被害額の把握及び調整
新川森林組合	里山整備に関する指導及び調整
matty's 株式会社	ジビエの普及促進、加工・販売
富山県鳥獣保護管理協力員	鳥獣の生息に関する指導
ニホンザル地域指導員	ニホンザルに関する指導
滑川市鳥獣被害対策実施隊	捕獲指導及び捕獲の実施
富山地区広域圏事務組合	有害鳥獣焼却施設の整備及び施設運営
滑川市	(消防署) 緊急時の協力
	(農林課) 協議会の運営
	(その他必要に応じ関係各課)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	・有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供
富山県農村振興課	・有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供

富山県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
富山農林振興センター 農業普及課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供
新川農林振興センター 企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に滑川市鳥獣被害対策実施隊を設置。
(令和6年度隊員構成 市職員8人、民間隊員12人、うち狩猟免許取得者13人)
捕獲檻の管理や電気柵の整備について技術指導を行うとともに農作物等の被害防止のために鳥獣捕獲を実施する。
また、地域、関係機関と連携し生活環境被害等の防止活動も実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近年、狩猟者が減少傾向にあり、有害鳥獣捕獲の担い手が不足していることから、新規に狩猟免許等の取得希望者に対しては、取得費用の一部を助成する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

必要に応じて中山間地域の地域住民に対して、鳥獣被害防止のための研修会(追い払い、侵入防止柵などについて)を開催する。